

令和元年度 琉球王国文化遺産集積・再興事業発信業務仕様書

展示会名：琉球王国文化遺産集積・再興事業 博物館特別展「手わざ 琉球王国の文化」

目的：戦後 70 余年を経て、戦災により失われた相伝の 8 分野のティーワジャ（手わざ）など王国時代の精緻で至高の技を現代に甦らせ、世界に誇る沖縄の手わざの力を発信する特別展「手わざ 琉球王国の文化」展を開催するにあたり、展示全体に係る展示デザイン及び施工を含む琉球王国文化遺産集積・再興事業発信業務を実施する。もって琉球王国文化の周知を図り、文化観光拠点としての沖縄県を内外へアピールすることを目的とする。

業務内容：

I 展示デザイン及び施工等作業に関すること

琉球王国時代の手わざを現代に甦らせた王国文化のブランドを発信する展覧会であることを内外にアピールできる内容であること。具体的な仕様については以下の通りとする。

会場：沖縄県立博物館・美術館 3階
博物館企画展示室、特別展示室 1, 2（別紙 1）
那覇市おもろまち 3-1-1

会期：令和 2 年 2 月 4 日～令和 2 年 3 月 15 日
（展示準備 1 月 28 日～2 月 3 日 撤収 3 月 16 日～23 日）

1. 展示デザインについて

- ・本業務において製作する製作物は、次年度以降の巡回展においても再利用することを想定し、汎用性が高いものにする。
- ・掲示物はすべて和文と英文を併記すること。
- ・製作物の著作権は当館に帰属することとし、データを全て提出すること。

(1) 琉球王国時代の手わざを甦らせて製作された資料を魅力的に展示し、世界に誇る沖縄の手わざの力をアピールするよう工夫をすること。展示資料については別紙 2 の通り。

(2) 資料を展示するための演示具および展示ケースを整備すること。製作にあたっては、資料の安全かつ適切な展示と観覧者の安全確保に充分配慮すること。必要な演示具については別紙 3 の通り。

(3) 観覧者が展示の章節を理解しやすい展示デザインを施した、共通サインで、掲示物を製作すること。製作する掲示物については別紙4の通り。

(4) 模造復元製作工程の動画および静止画等のコンテンツを見せるため、プロジェクター3台およびプロジェクター用スクリーン(60型以上)2台、モニター(20インチ以上)4台を整備し、製作工程の魅力を観覧者に伝える工夫を行うこと。プロジェクターは2台を短焦点型、1台を3,600ルーメン以上の機能で整備すること。スクリーンおよびモニターには、コンテンツを再生するためのPCもしくはデッキを併せて整備すること。

(5) 展覧会会場前のホワイエで、観覧者を展示室へ誘うための感興性の高い演出を行うこと。併せて、展示室入口につき、写真記念撮影のポイントとしても役割も担う場とすること。

2. 展示施工等作業について

(1) 展示造作壁を展示ゾーニング案(別紙5)に基づき製作すること。

使用材は、基本的にはIPM(総合防虫管理)に基づいた当館が保管するベニヤ材(W900mm×H2,500)を太鼓張りにし製作し、観覧者の安全を十分に確保すること。ただし、用材が足りない場合は、ベニヤ材の燻蒸を行ったものを館内で使用すること。展示造作壁は、観覧者が観覧動線に従って、展示内容の理解を深めることができるよう壁のクロスの色を検討し、適当なクロスを張る。

(2) 業務完了報告書に係る成果品として次の内容を含む報告書を2冊作成し、資料データ一式を提出すること。

ア) 展示全体レイアウトの俯瞰図

イ) 製作展示物に係る作業工程を示す写真および作業完了した展示室の写真

ウ) 製作した掲示物一覧

エ) 県が提供する観覧者アンケートを集計・分析した報告書

II その他

1. 業務の実施にあたっては、当館と密接な協議のもとで取り組むものとする。

2. 定期的に当館の担当者と業務調整会議を行うこと。

3. 一部再委託の禁止については、契約の全部の履行を一括または分割して第三者へ委任し、または請負わせることはできない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、または請負させることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

4. 再委託の承認については、契約の一部を第三者に委任し、または請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請負わせるときは、この限りでない。

- ・その他、簡易な業務は、資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

5. 本仕様書に記載のない事項ならびに記載内容の詳細については、当館と協議のうえ決定する。